

## 防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

平成12年4月3日制定

(目的)

第1条 この要綱は、中山間地域等において、農業生産活動等を継続しながら耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保するため、国が定める中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第6の2（1）の集落協定又は同（2）の個別協定（以下「協定等」という。）に基づき、5年以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者等（以下「協定集落等」という。）に対し、中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内で交付するために必要な事項を定めるものとする。

(交付金の額及び交付単価)

第2条 前条の協定等に対する交付金の額及び交付単価は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の申請)

第3条 前条の規定による交付金の交付の申請をしようとする協定集落等は、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用」という。）の第7の4に基づき、協定書を添付した事業計画書（以下「事業計画書」という。）の認定を受けなければならない。

2 前項の規定により、事業計画書の認定を受けた協定集落等が、交付金の交付の申請をするときは、中山間地域等直接支払交付金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定及び通知)

第4条 市長は、運用の第10に基づき、協定等に定められた農業生産活動等の実施状況を確認の上、交付金の交付を決定するものとし、交付金の交付を決定したときは、速やかに中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書（第2号様式）を協定集落等に送付する。

2 市長は、前項の決定に際しては必要な条件を付することができる。

(交付金の変更交付の決定及び通知)

第5条 協定集落等は、交付金の交付の決定後において、協定等に記載された内容の変更が生じた場合には、運用の第7の4の(5)に基づき、あらかじめ変更後の事業計画を市長に提出し、その認定を受けた後、中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を確認の上、交付金の変更交付を決定するものとし、交付金の変更交付を決定したときは、速やかに中山間地域等直接支払交付金変更交付決定通知書(第4号様式)を協定集落等に送付する。

(交付金の交付の中止及び廃止)

第6条 協定集落等は、集落協定を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中山間地域等直接支払交付金中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書の提出を受けたときは、中山間地域等直接支払交付金中止(廃止)承認書(第6号様式)を協定集落等に送付する。

(交付金の概算払)

第7条 市長は、必要と認める場合、交付金を概算払により支払うことができる。

2 交付金の概算払を希望する協定集落等は、中山間地域等直接支払交付金概算払請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付金の実績報告書の提出)

第8条 交付金の交付を受けた協定集落等は、中山間地域等直接支払交付金実績報告書(第8号様式)を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査して交付金の額を確定し、中山間地域等直接支払交付金交付額確定通知書(第9号様式)を協定集落等に送付する。

(交付金の交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた集落協定等は、交付金の交付を受けようとするときは、中山間地域等直接支払交付金請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付金の返還等）

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反した場合

(2) 交付金の交付に際して付した条件に違反した場合

(3) 実施要領の第6の4に掲げる事項に該当した場合（ただし、運用の第9の2で定める免責事由に該当する場合を除く。）

2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、当該交付金の交付を受けた協定集落等に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（交付金に係る経理）

第11条 交付金の交付を受けた協定集落等は、交付金事務に係る施行状況及びその収支を明確にした帳簿その他関係書類を整備し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（監査）

第12条 市長は、必要があるときは、交付金の使途及び関係書類等について監査することができる。

（令和2年度における交付金の交付に係る取扱い）

第13条 令和2年度において、令和元年度に認定を受けていた協定集落等が事業計画の認定前の交付金の交付（以下、「早期交付」という。）を希望する場合、市長は運用の第19に基づき早期交付を行うことができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行し、平成12年度の交付金から適

用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行し、平成17年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

交付金額の算定について

交付金の額	交付単価 (㎡当たり)																																										
<p>以下により算定した額とする。</p> <p>1 実施要領第6の2の(1)のオの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」を実施する集落協定及び実施要領第6の2の(2)のオの個別協定若しくはイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を実施する自作地を対象としている個別協定にあつては、団地毎の交付金額を地目及び区分毎に積み上げ算定する。</p> <p style="padding-left: 40px;">総額＝地目及び区分毎の団地面積(㎡)×㎡当たりの交付単価</p> <p>(1) 国負担額＝地目及び区分毎の団地面積(㎡)×㎡当たりの交付単価×1/2</p> <p style="padding-left: 40px;">(但し特認地域内に存する対象農用地については交付単価に1/3を乗じる)</p> <p>(2) 県負担額＝地目及び区分毎の団地面積(㎡)×㎡当たりの交付単価×1/4</p> <p style="padding-left: 40px;">(但し特認地域内に存する対象農用地については交付単価に1/3を乗じる)</p> <p style="padding-left: 40px;">金額は円単位とし、少数第1位を切り捨て整数止めとする。</p>	<p>1 傾斜農用地等(実施要領第6の3(2)のオによるもの)</p> <table border="1" data-bbox="868 461 1485 1048"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜</td> <td>21.0円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>8.0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜</td> <td>11.5円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>3.5円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">草地</td> <td>急傾斜</td> <td>10.5円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>3.0円</td> </tr> <tr> <td>草地比率の高い草地</td> <td>1.5円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>急傾斜</td> <td>1.0円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>0.3円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加算措置(実施要領第6の3(2)のイによるもの)</p> <p>(1) 棚田地域振興活動加算</p> <table border="1" data-bbox="868 1274 1485 1570"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜</td> <td>10.0円</td> </tr> <tr> <td>超急傾斜</td> <td>14.0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜</td> <td>10.0円</td> </tr> <tr> <td>超急傾斜</td> <td>14.0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※棚田地域振興農地のうち、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。</p> <p>(2) 超急傾斜農地保全管理加算</p> <table border="1" data-bbox="868 1910 1485 2029"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>6.0円</td> </tr> </tbody> </table>	地目	区分	交付単価	田	急傾斜	21.0円	緩傾斜	8.0円	畑	急傾斜	11.5円	緩傾斜	3.5円	草地	急傾斜	10.5円	緩傾斜	3.0円	草地比率の高い草地	1.5円	採草放牧地	急傾斜	1.0円	緩傾斜	0.3円	地目	区分	交付単価	田	急傾斜	10.0円	超急傾斜	14.0円	畑	急傾斜	10.0円	超急傾斜	14.0円	地目	交付単価	田	6.0円
地目	区分	交付単価																																									
田	急傾斜	21.0円																																									
	緩傾斜	8.0円																																									
畑	急傾斜	11.5円																																									
	緩傾斜	3.5円																																									
草地	急傾斜	10.5円																																									
	緩傾斜	3.0円																																									
	草地比率の高い草地	1.5円																																									
採草放牧地	急傾斜	1.0円																																									
	緩傾斜	0.3円																																									
地目	区分	交付単価																																									
田	急傾斜	10.0円																																									
	超急傾斜	14.0円																																									
畑	急傾斜	10.0円																																									
	超急傾斜	14.0円																																									
地目	交付単価																																										
田	6.0円																																										

(3) 市負担額は1の総額から1の(1)、(2)で求めた国負担額、県負担額を差し引いた額とする。

2 1以外の集落協定及び個別協定にあつては、1により算定した交付金額から0.8を乗じた金額とし、加算措置は適用しない。

3 加算措置は、同一の農用地を対象として、複数の取組の実施により複数の加算の適用ができ、同一年度において同一の取組を対象として、同一の農用地に対して一度のみの交付とし、複数の加算を行わない。

複数の加算を受ける場合、加算を適用する順序を決定するとともに、同一の農用地に最初に適用される以外の加算について、右の交付単価(㎡あたり)の「2 加算措置」に掲げる単価より1円を減じた額とする。

4 一農業者等当たりの受給額の上限は500万円(役員報酬等集落協定の各担当者の活動に対する経費及び共同取組活動に係る日当として受領した金額を除く。)とする。ただし、多数のオペレーターを雇用する第3セクター及び多数の構成員からなる生産組織等には適用しないものとする。

※1、2、3 共通事項

面積：㎡未満切り捨て

団地ごとの交付金：円未満切り捨て

畑	6.0円
---	------

※当該加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算を行わないものとする。

(3) 集落協定広域化加算

地目	交付単価
田	3.0円
畑	3.0円
草地	3.0円
採草放牧地	3.0円

※1 協定当たりの加算額は200万円/1年を上限とする。

(4) 集落機能強化加算

地目	交付単価
田	3.0円
畑	3.0円
草地	3.0円
採草放牧地	3.0円

※1 協定当たりの加算額は200万円/1年を上限とする。

※当該加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算を行わないものとする。

(5) 生産性向上加算

地目	交付単価
田	3.0円
畑	3.0円
草地	3.0円
採草放牧地	3.0円

※1 協定当たりの加算額は200万円/1年を上限とする。

※当該加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算を行わないものとする。

※団地とは、運用第3の1に定める一団の農用地をいう。

※特認地域とは、実施要領第4の2(6)に基づき知事が定める基準に該当する地域をいう。

第 1 号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

協定名

協定代表者名

年度防府市中山間地域等直接支払交付金交付申請書

年度において、別添のとおり事業を実施したいので、防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、事業の内容等は、別添の事業計画書のとおりです。

記

- 1 交付申請額  
金 円
- 2 事業内容等  
別添のとおり

※ 添付書類として運用第 7 の 4 に基づき認定された事業計画書を添付すること。

第2号様式

指 令 第 号

所在地  
協定名  
代表者名

年 月 日

防府市長 印

年度防府市中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のありました、 年度防府市中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）については、下記のとおり交付することに決定したので、防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付金の交付決定額は、金 円とする。
- 2 条件
  - (1) 協定代表者等は、この交付金に係る要綱等に従うこと
  - (2) 協定代表者等は、この交付金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5ヶ年整備保管しなければならない。
  - (3) (1)の条件に違反したときには、交付金の全部一部を返還させることがあること。
- 3 交付決定を受けた集落等は、上記交付要綱に基づき以後の必要な手続きを行うこと。

第3号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

協定名

協定代表者名

年度防府市中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、別添のとおり計画を変更し金 〇〇〇〇 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、変更後の事業内容等は、別添の事業計画書のとおりです。

記

- ※ 変更内容を記載すること
- ※ 変更後の事業計画書を添付すること

第 4 号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

年度防府市中山間地域等直接支払交付金変更交付決定通知書

年度防府市中山間地域等直接支払交付金の変更交付申請については申請のとおりこれを承認し、下記とおり交付することに決定したので、防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 既交付決定額 金 円
- 3 条件

第5号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

協定名

協定代表者名

年度防府市中山間地域等直接支払交付金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度防府市中山間地域等直接支払交付金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 事業の中止の期間（廃止の時期）

第 6 号様式

年 月 日

様

防府市長

印

年度防府市中山間地域等直接支払交付金中止（廃止）承認書

年 月 日付け第 号で承認した 年度防府市中山間地域等直接支払交付金について、防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により中止（廃止）を承認します。

記

1 承認の理由

第7号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

協定名

協定代表者名

年度防府市中山間地域等直接支払交付金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度防府市中山間地域等直接支払交付金について、防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払により請求します。

なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存ありません。

記

区分	交付金交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定年月日	備考

振込先口座番号

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	刀がナ名義人
		普通・当座・ ( )		

第 8 号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

協定名

協定代表者名

年度防府市中山間地域等直接支払交付金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度防府市中山間地域等直接支払交付金 円については、防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり実績報告します。

(添付書類) 中山間地域等直接支払交付金使用実績及び活動記録

第 9 号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

年度防府市中山間地域等直接支払交付金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度防府市中山間地域等直接支払交付金実績報告書に基づき、交付金の額を金 円に確定したので、防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

第 1 0 号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

協定名

協定代表者名

年度防府市中山間地域等直接支払交付金請求書

年 月 日付け第 号で確定通知のあった 年度防府市中山間地域等直接支払交付金について、防府市中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり金 円を請求します。

記

区分	交付金交付決定額	既受領額	今回請求額	備考

振込先口座番号

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	刀がナ 名義人
		普通・当座・ ( )		